

基本目標 1

安全・安心のまち

政策1 一人ひとりが尊重され、
誰もが参画できるまち

政策2 生涯を通じた健康づくりのまち

政策3 安心を支える福祉を推進するまち

政策4 安全・安心に暮らせるまち

※基本事業ごとに主に取り組みを実施する担当課を記載しています。

政策1 一人ひとりが尊重され、誰もが参画できるまち

施策
1

人権を尊重するまちづくり

施策のねらい

「人権擁護都市宣言」及び「人権擁護に関する条例」の具現化を図るため、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けた取組みの推進と、人が人を大切にする文化の構築により、差別や偏見のない心豊かな住みよいまちの実現を目指します。

課題認識

- 同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決を市政の大きな柱として位置づけ、人権教育・人権啓発を総合的かつ計画的に推進してきました。
- その結果、市民の同和問題をはじめとする人権問題に対する理解や認識は徐々に高まりつつありますが、差別や偏見等が払拭したとは言い切れません。具体的には今なお、部落差別事象等が後を絶たないのが現状です。
- 今後も、この同和問題の解決に向けた取組みを人権に関わるあらゆる問題の解決につなげて取り組んでいくことが必要です。

施策の基本方針

- 市民一人ひとりが「人権感覚」の高揚と「人権擁護」の意識高揚の徹底を期するとともに、差別の現実に深く学び、自らが人間としての生き方を自らに問い、互いに尊びあう生活態度を確立するための学習活動やその取組みを充実させ、就学前教育、学校教育、社会教育、企業内教育などあらゆる場において人権文化を創造する人権・同和教育を推進します。
- 同和地区住民の生活基盤である産業、就労、福祉保健、教育等における課題解決に向け、継続した取組みを進めます。
- 市民、人権関係機関、団体、企業等が一体となり、地域における相談・救済の支援と人権尊重の啓発を推進します。
- 福祉と人権の発信拠点となる開かれたセンターとして、地域総合センター等の機能の充実を図ります。

基本事業

人権を尊重するまちづくり

- 1 人権施策の推進
- 2 人権・同和教育と啓発の推進
- 3 人権擁護の推進
- 4 地域総合センター（隣保館）の充実

1 人権施策の推進

(1) 同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けた人権施策の推進

【人権政策課】

①同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人など、あらゆる人権問題の解決に向け策定した「栗東市人権擁護計画」を推進します。

(2) 同和対策推進事業の推進【商工観光課、経済振興労政課、ひだまりの家、社会福祉課】

- ①同和地区産業の育成を図るため、関係機関と連携して経営基盤の安定に努めます。
- ②同和地区住民の就労相談や生活相談など就労対策を推進します。
- ③同和地区福祉保健計画の年次的な推進を図ります。

2 人権・同和教育と啓発の推進

(1) 人権・同和教育と啓発の推進

【ひだまりの家、幼児課、学校教育課、人権政策課、人権教育課、経済振興労政課】

- ①同和地区児童生徒に対する教育の向上と進路保障を図るため、生活実態や学力の状況を総合的に把握し、基礎学力の充実を図ります。また、差別をなくし、豊かにつながる力を育成する学習を進めます。
- ②就学前・学校教育における児童・生徒の人権・同和教育を推進します。
- ③地区別懇談会、じんけんセミナー栗東、人権を考えるつどいの開催など、社会教育や生涯学習を通じた市民の主体的な人権・同和教育を推進します。
- ④企業における人権・同和教育の推進に向けた企業訪問及び事業所人権教育推進協議会活動を推進し、公平公正な採用選考と差別のない明るい職場づくりに向けた啓発等を行います。

(2) 人権に関わりの深い職業従事者の人権・同和教育研修の推進【人権政策課、人権教育課】

- ①人権に深い関わりを持つ職業従事者（公務員、就学前教育・学校関係者、社会教育関係者、医療関係者、福祉関係者、消防職員、警察職員、マスメディア関係者）は、より高い人権意識をもって、その職務にあたる必要があることから、重点的に人権・同和教育の研修を行い、自己啓発を促し、その実践的態度を育成します。



人権を考えるつどい

3 人権擁護の推進

(1) 人権相談体制の充実【人権政策課】

- ①市民の立場に立ち、人権擁護に関する制度や情報を適切に提供できる相談体制づくりを推進します。

(2) 関係機関・団体との連携及び協力体制の推進【人権政策課】

- ①県、法務局、人権擁護委員会、人権擁護推進委員会等との連携及び協力体制を強化します。

(3) 人権侵害の救済と擁護【人権政策課】

- ①人権侵害事象に対し、関係機関等と連携を図りながら、相談・助言・救済の充実を図ります。

4 地域総合センター（隣保館）の充実

(1) 福祉と人権のまちづくりの発信拠点（ひだまりの家）の充実【ひだまりの家】

- ①「福祉と人権のまちづくり」の発信拠点として、自主活動学級の実施、隣保館デイサービス事業の実施、各種講座の開催など、ひだまりの家における活動の充実を図ります。

＜参考＞ 本施策における個別計画

- 栗東市同和地区福祉保健計画（H26,4～H31,3）
- 栗東市人権擁護計画（H24,4～H33,3）
- 第2期栗東市地域福祉計画（H25,3～H29,3）
- 栗東市いじめ防止基本方針（H27,4～）
- 第三次輝く未来計画（人権・同和教育推進5カ年計画）（H23,4～H28,3）
- 第二次栗東市就労支援計画（H23,4～H28,3）

施策のねらい

「心をつなぐふるさと栗東平和都市宣言」の理念に基づき、人類共通の願いである恒久平和を目指し、再び惨禍を繰り返すことのないよう、平和活動を推進します。

課題認識

- 本市においては、昭和63年3月に行った『心をつなぐふるさと栗東』平和都市宣言の理念を踏まえ、コミュニティセンターなどで平和の尊さを啓発する活動を進めてきました。
- 今後も、平和事業への参加などを通じて、世界の恒久平和を願う市民意識の醸成への取組みが必要です。

施策の基本方針

- 市民が戦争の恐ろしさや悲惨さを痛感し、現在の平和の尊さを再認識し、戦争の惨禍を風化させないよう、恒久平和について考える機会をつくります。

基本事業

平和活動を推進するまちづくり

1 平和都市活動の推進

1 平和都市活動の推進

(1) 平和教育・啓発の推進【総務課、社会福祉課、学校教育課】

- ①世界の恒久平和を願う市民意識の醸成のため、市民が戦争の悲惨さや平和の尊さを学ぶ機会の充実を図ります。
- (ア)平和啓発ポスターの募集、平和に関するパネル展の開催
 (イ)戦時の食事体験や戦争体験者による学習会等の開催
 (ウ)戦争と平和をテーマとする平和のいしずえ展の開催
 (エ)平和に関する図書の展示
 (オ)平和祈念戦没者追悼式の開催
 (カ)社会科歴史学習や修学旅行などによる平和学習の実施



平和学習



平和学習パネル展

施策 3 男女共同参画のまちづくり

施策のねらい

男女が、社会の対等な構成員として、自分の意思で社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、それによって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を受けることができるとともに、お互いに責任を担う地域社会の実現を目指します。

課題認識

- 本市においては、平成 14 年 3 月に「栗東市男女共同参画都市宣言」を行い、「栗東市まちづくり女(ひと) と男(ひと) の共同参画プラン」に基づき、総合行政として男女共同参画社会づくりに向けた取組みを進めてきました。
- その結果、事業への男性参加者の増加など男女共同参画の意識も少しずつ高まり、地域・職場における取組みも拡大しました。
- しかし、実態として社会の中には、性別による固定的な役割分担意識や慣習が残っているところがあります。また、女性の方針決定の場への参画は、まだまだ十分とはいえません。これからのまちづくりにおいては、男女がともに参画することが不可欠であり、今後も家庭、地域、学校、職場、まちづくりにおける方針決定など、あらゆる場において、男女の互いの人権尊重を基調とした、市民一人ひとりの一層の取組みが必要です。

施策の基本方針

- 「栗東市男女共同参画都市宣言」の具現化をはじめ、男性も女性も、一人ひとりが個性や能力を発揮して、喜びをともに享受し、ともに責任を担いながら、生きがいをもっていきいきと暮らせる地域社会を目指し、まちづくり女(ひと) と男(ひと) の共同参画プランに基づく施策を推進します。

基本事業

男女共同参画のまちづくり

1 男女共同参画社会の推進

1 男女共同参画社会の推進

(1) 男女の互いの人権尊重と男女共同参画の意識づくり【自治振興課】

- ①性別による固定的な役割分担意識の解消を図るため、講演会・セミナー等、意識醸成のための啓発と学習機会の提供を推進します。
- ②男女間のあらゆる暴力をなくし、互いに思いやり、安心して暮らせる社会づくりを進めます。

(2) あらゆる分野への男女共同参画の推進【自治振興課】

- ①家庭・地域における男女共同参画の機会を整備し、まちづくりや地域活性化の政策・方針決定段階への女性の参画を推進します。

(3) 男女がともに多様な生き方ができる環境づくり【自治振興課】

- ①男女の職業選択について、多様な選択のできる環境づくりを進め、就労環境における男女格差の是正を啓発するとともに、能力開発や情報提供に努めます。
- ②男女の仕事と家庭・地域生活の両立支援に向け、企業や家庭への働きかけを通じて「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」を推進し、男女がともに働きやすい労働環境の整備や少子・高齢化社会への対応、子育て支援、活力あるまちづくりを推進します。

(4) 推進体制の整備、充実【自治振興課】

- ①まちづくり女(ひと)と男(ひと)の共同参画プラン(第5版)を策定するとともに、様々な分野において男女共同参画を推進するため、全庁的な連携のもと、推進体制を整備し、プランに基づく施策の推進及び進捗管理に努めます。



父親料理教室

《参考》 本施策における個別計画

■まちづくり女と男の共同参画プラン(第4版)(H23,4~H28,3)

政策 2 生涯を通じた健康づくりのまち

施策
1

健康増進・医療体制の整ったまちづくり

施策のねらい

生涯を通じて市民が自らの健康についての関心を深め、望ましい生活習慣を身につけ、健康づくりを実践していくことで、市民一人ひとりが自分らしく、いきいきと生活できる健康づくりのまちを目指します。

課題認識

- 健康づくりの行動指針となる「健康りっとう21」を策定し、市民一人ひとりが自分らしく、いきいきと生活できる健康寿命の延伸を図ってきました。しかし近年、生活習慣病やその予備群が増加していることから、健診の受診や日常生活改善など、将来にわたる健康づくりに向けた、市民意識の向上と主体的な取組みがますます重要になっています。
- 少子・高齢化の進展に伴い、医療サービスや救急医療に対する関心が高まっています。今後もそのニーズ拡大が予想されることから、安全・安心な生活のためにも、地域医療及び救急体制の充実が必要です。

施策の基本方針

- QOL（Quality of life）低下の要因となる生活習慣病の発症や悪化を予防する生活習慣を身につけ、実践できるよう、情報提供や働きかけを行います。
- 元気な子どもを安心して生み育てるために、妊娠期からの健康づくりを推進するとともに、生涯にわたる健康の基礎づくりとしての望ましい生活習慣の形成と成長発達を支援します。
- 医療保険者が実施する特定健診・特定保健指導により、メタボリックシンドロームの該当者と予備群の抽出及び生活習慣の改善指導を行い、生活習慣病の発症及び重症化の予防を図ります。
- 安定した良質な医療を確保するため、地域中核病院の健全な運営の維持及びかかりつけ医制度の普及等地域医療体制の整備を図ります。

基本事業

健康増進・医療体制の整ったまちづくり

- 1 健康づくりの推進
- 2 母子保健の推進
- 3 疾病の予防
- 4 地域医療体制の整備

1 健康づくりの推進

(1) 「第2次健康りっとう21」の推進【健康増進課】

- ①健康に関する情報提供や啓発、相談、各種検診の実施など健康的な生活習慣が実践できる取組みを通じて、生活習慣病の予防や健康寿命の延伸に向けた健康づくりの行動計画として策定した「第2次健康りっとう21」を推進します。
- ②「健康づくり推進協議会」を開催し、市民・関係機関・行政の連携を強化します。
- ③市民の健康に関する実態調査を実施し、心身の健康づくりを推進します。

2 母子保健の推進

(1) 妊婦健康診査の推進【健康増進課】

- ①妊婦健康診査の受診勧奨など、妊産婦の健康管理を支援し、リスクの高い妊産婦等に対して継続的な支援を行います。

(2) 乳幼児健康診査の実施【健康増進課】

- ①個別相談、集団指導を通じ、望ましい生活習慣の形成と成長発達を支援します。

3 疾病の予防

(1) 各種検診（がん検診等）の実施【健康増進課】

- ①疾病を予防し、早期発見・早期治療を図るため、法令に基づき各種検診を実施します。
- ②広報や健康づくり活動の啓発を通じて受診率の向上を図ります。

(2) 各種予防接種の実施【健康増進課】

- ①乳幼児、学齢期の子どもに対する各種予防接種や高齢者へのインフルエンザ等予防接種の実施を推進します。

(3) 特定健診・特定保健指導の推進【保険年金課、健康増進課】

- ①国保被保険者のうち、対象者に対して、メタボリックシンドロームに着目した健診を実施します。
- ②メタボリックシンドローム該当者及び予備群に対して保健指導を実施し、生活習慣等の改善指導を推進します。



特定保健指導

4 地域医療体制の整備

(1) 地域中核病院の運営支援【健康増進課】

- ①地域中核病院である済生会滋賀県病院が病診連携や病病連携を推進し、地域医療連携の強化を図ることができるよう継続的な支援を行います。

(2) 休日救急医療体制の整備【健康増進課】

- ①湖南地域医療圏域での広域的な救急医療体制を維持推進します。
- ②救急歯科診療において、年末年始における当番医制度を継続して実施します。

(3) かかりつけ医制度の啓発【健康増進課】

- ①予防接種や各種健診の医療機関委託等とも係わって、かかりつけ医制度の啓発に努めます。



湖南広域休日急病診療所

《参考》 本施策における個別計画

- 第2次健康りっとう21（H26,4～H36,3）
- 栗東市子ども・子育て支援事業計画（H27,4～H32,3）
- 第2期栗東市国民健康保険特定健康診査等実施計画（H25,4～H30,3）

施策 2 食育のまちづくり**施策のねらい**

市民が心身の健康を確保し、生涯にわたっていきいきと暮らすことができるよう、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てることにより、食育を推進するまちを目指します。

課題認識

- 平成 17 年に施行された食育基本法では、「知育」「徳育」「体育」の基礎は「食育」として定義されています。しかし、朝食の欠食、偏食や生活習慣病の増加など、豊かさの中で「食」を軽視する傾向があり、「食育」をさらに進めていく必要があります。
- このため、本市食育推進計画を策定し、健全な心身を培い、豊かな人間性を育む取組みを継続し、さらに推進することが重要です。
- 学校給食においては、地元食材を可能な限り使用する取組を進めてきましたが、安定的な量の確保への課題があり、今後も引き続き、生産農家等と連携した取組が必要です。

施策の基本方針

- 市民が健全な心身を確保し、生涯にわたっていきいきと暮らすことができるよう、米食を基本とした日本型食生活による健康の増進を目的とした食育推進計画を推進します。
- 子どもの心身の健康と豊かな人間性を育むとともに、楽しくおいしく食べることのできる環境づくりと、正しい食習慣を身につけ、食に対する感謝の心や命の大切さについて学ぶ食育を推進します。また、給食において、地元食材を可能な限り使用するとともに、郷土料理の体験や生産者と子どもとの交流機会も図り、食べ物に感謝する気持ちを育みます。

基本事業

食育のまちづくり

- 1 地域に根ざした食育の推進
- 2 学校、保育園等における食育の推進

1 地域に根ざした食育の推進

(1) 食育推進計画の推進【健康増進課】

①乳幼児とその親の健康的な食生活の推進、地域での食育推進の核となる人材の養成・活動支援など、生涯にわたる健康づくりのための望ましい生活習慣の形成と健全な食生活の実践に向けて、関係機関が連携しながら市民活動として推進する体制を構築します。



食育啓発活動

(2) 生産者と消費者の交流を深め、体験を通じた学習の推進【農林課】

①学校現場とも連携した「たんぼのこ体験事業」などの取組みを通じた農林業体験や地元で伝わる伝統食・郷土料理体験など、地元農産物の生産者と消費者、子どもの交流を深め、食の大切さや生産の大変さを学ぶ機会づくりを推進します。

(3) 地産地消の推進【農林課】

①農産物を直接販売する機会や場の充実、市民ニーズに応じた製品の生産に対する支援など、地産地消を推進します。

2 学校、保育園等における食育の推進

(1) 学校、保育園等における食育の推進

【幼児課、学校教育課、教育総務課＜学校給食共同調理場＞】

- ①食育基本計画や食に関する年間指導計画に基づく授業の実践など、幼児・児童期において、食習慣や感謝の気持ち、マナーなど健全な食生活を実践することができる人間の基礎を育むとともに、小中学校における食育を推進します。
- ②保育園・幼稚園・幼児園において、食育実施計画を策定して保育の計画に位置づけ、園児や保護者対象の食育教室等の開催、給食だよりの配布などを通じた保護者への啓発等に取り組むとともに、食育会議で情報交換を行い、食育活動に反映させ、充実を図ります。
- ③各校への食に関する訪問指導の充実、給食の残さ（食べ残し）調査など、小中学校における食育を推進します。
- ④地元食材を可能な限り使用し、ご飯を中心とした和食献立や郷土料理を実施し、地産地消の推進を図ります。

(2) 家庭における食育の推進【幼児課、学校教育課】

- ①家庭における食を食育の原点として、家族との団らんや感謝の心を培う場とし、学校・保育園・幼稚園・幼児園からの指導や地域の食育教室などを通じて、保護者や子どもに対し、食に関する意識の啓発を図ります。

＜参考＞ 本施策における個別計画

■第2次栗東市食育推進計画（H27,4～H32,3）

政策 2 生涯を通じた健康づくりのまち

施策
3

生涯スポーツを推進するまちづくり

施策のねらい

市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツを楽しむことのできる、健康で明るい、生きがいのある地域社会を目指します。

課題認識

- 健康志向の高まり、高齢化の進展、青少年の健全育成など、多様な側面からスポーツ振興に対する期待が高まっています。
- 人口の増加等に伴い市民ニーズが拡大するとともに、スポーツ種目が多様化しており、市民・団体からの指導依頼や問い合わせが増加していることから、情報提供や体験機会の創出など、市民がスポーツ活動に参画・参加する場の充実が必要です。
- スポーツ施設の利用者は拡大傾向にあり、市民ニーズに対応した利用の最適化を図っていくことや、経年劣化に応じた施設の適切な維持管理が必要です。
- 総合型地域スポーツクラブが発足しており、コミュニティの中で子どもから大人まで身近にスポーツに親しむ場として機能していることから、その活動をより広め、充実させていく必要があります。

施策の基本方針

- 生涯の各時期にわたって、市民がそれぞれの体力・年齢・目的に応じて楽しむことができるスポーツ活動を振興します。
- 市民の健康・体力増進のため、学校の体育施設開放など自主的にスポーツに取り組める環境を整備・管理し、市民がスポーツを体験する条件を整えます。
- 自らの努力や鍛錬により磨き上げられた競技力が、市民のスポーツに対する関心や士気を高め、スポーツが一層振興するよう、組織体制を強化します。

基本事業

生涯スポーツを推進するまちづくり

- 1 生涯スポーツの普及
- 2 スポーツ施設の充実
- 3 生涯スポーツ推進体制の強化

1 生涯スポーツの普及

(1) 生涯スポーツ事業の推進【スポーツ・文化振興課】

- ①スポーツ推進委員及び地域の体育・スポーツ関係団体等による大会・講習会・派遣指導など、軽スポーツ・生涯スポーツの普及を促進します。
- ②レクリエーション活動など、軽度な身体運動を通じて元気で健康なスポーツライフの実現、生活習慣の確立に向け、関係団体等と共に健康づくり事業の充実を図ります。
- ③各種スポーツ大会や「馬に親しむ日」事業の開催など、スポーツを楽しみ、身近に体験できる機会の充実を図ります。
- ④学校体育施設の市民への開放を推進します。

2 スポーツ施設の充実

(1) 社会体育施設の運営【スポーツ・文化振興課】

- ①社会体育施設の改修整備を推進します。
- ②施設間の情報共有や利用者向けホームページの運用により、利用者の利便性の向上を図ります。
- ③指定管理者制度による社会体育施設の管理・運営を継続し、利用者サービスの向上や施設の安全性・効率性の向上を図ります。

3 生涯スポーツ推進体制の強化

(1) 生涯スポーツ推進体制の強化【スポーツ・文化振興課】

- ①施設利用や会員募集への支援を行い、総合型地域スポーツクラブの活動安定化を促進します。
- ②総合型地域スポーツクラブの創設を支援します。
- ③スポーツ関係団体の主体的な活動を支援します。
- ④平成36年に予定される滋賀県での国民体育大会開催などの大規模なスポーツ大会を見据えて、ジュニア世代の育成や競技力の向上に向けて関係機関と連携を強化します。



びわこ栗東駅伝

《参考》 本施策における個別計画

■栗東市スポーツ推進計画（H26,3～H31,3）

政策3 安心を支える福祉を推進するまち

施策
1

地域で支えあう福祉のまちづくり

施策のねらい

市民同士の理解と支え合いのもと、住み慣れた地域で生涯安心して暮らせるまちづくりを目指し、「パートナーシップによる地域づくり」とユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

課題認識

- 少子・高齢化及び核家族化の進展や生活様式・価値観の多様化に伴い、同じ地域で暮らす人々のつながりやコミュニティ意識が希薄化する中、市民が住みなれた地域で安心して生活していくためには、市民が地域社会の構成員であることを自覚し、お互いに支えあっていくことが不可欠です。
- さらに、すべての市民が地域の支えあいや福祉の担い手としての意識を持ち、活動に参加することが必要です。
- 地域においては、社会福祉協議会や地域振興協議会をはじめとする市民組織やNPOが福祉活動に取り組んでいますが、これらの活動をより効果的なものとするため、それぞれの団体・組織が連携していく必要があります。

施策の基本方針

- これまで地域福祉を担ってきた団体や次代を担う世代との連携を強化して、効果的できめ細やかなサービス提供の仕組みづくりを進めます。
- とともに助け合う意識が高まり、お互いが支え合う活動が進展した地域社会づくりのため、地域福祉活動の支援を行います。
- 第2期栗東市地域福祉計画を基本とし、各種施策を推進します。

基本事業

地域で支えあう福祉のまちづくり

- 1 地域福祉意識の醸成
- 2 地域福祉活動の基礎づくりと活動支援

1 地域福祉意識の醸成

(1) 福祉の風土づくり【社会福祉課】

- ①一人ひとりが自立した生活を送ることができるよう、市民、ボランティア、事業者等が力を合わせ、自分たちが住んでいる地域を暮らしやすくする取組みの必要性や相互に支えあう意識の啓発に努めます。
- ②家庭、地域、学校、事業所等において、人権尊重と「福祉の心」を広め、福祉意識を高める学習活動を促進します。
- ③地域における市民や事業所の交流機会の拡大を促進します。

(2) 市民の地域福祉活動への参加促進【社会福祉課】

- ①市民の福祉ボランティア活動の参加への意識を啓発するとともに、参加のきっかけづくりや支援する環境の整備を図ります。
- ②市民や団体の主体的な福祉活動への機運の醸成に努めます。

2 地域福祉活動の基礎づくりと活動支援

(1) 地域福祉システムの構築【社会福祉課】

- ①地域団体や社会福祉協議会、ボランティア組織などの連携により、効果的な福祉活動を展開する地域福祉ネットワークづくりを推進します。
- ②地域振興協議会等市民の福祉への参加を促進し、地域における課題解決に向けた地域福祉活動の基礎づくりを支援します。

(2) 活動支援【社会福祉課】

- ①社会福祉協議会、民生児童委員協議会等の地域福祉活動を支援します。

《参考》 本施策における個別計画

- 第2期栗東市地域福祉計画（H25,3～H29,3）
- 栗東市同和地区福祉保健計画（H26,4～H31,3）
- 第2期栗東市障がい者基本計画（H27,4～H33,3）
- 第4期栗東市障がい福祉計画（H27,4～H30,3）
- 第6期栗東市高齢者保健福祉基本計画・介護保険事業計画（H27,4～H30,3）

政策 3 安心を支える福祉を推進するまち

施策
2

高齢者が健やかに暮らせるまちづくり

施策のねらい

高齢者をおもいやり、相互に支え合って誰もが安心して暮らすことができる地域づくりや、高齢者が社会の中で積極的に役割を果たし、生きがいを持って生活できる環境づくりを推進し、生涯安心して暮らせるまちを目指します。

課題認識

- 本市は県内でも比較的若い世代の多いまち（平成 26 年 9 月 1 日現在高齢化率 16.9%）ですが、介護や医療のニーズが高まる後期高齢者数が急増することから、高齢者一人ひとりの豊かな暮らしの実現と、家族の介護負担や経済的負担の軽減を図るためにも、元気な高齢者を増やすための取組みが重要です。
- また、高齢者ができる限り住みなれた地域で健康かつ生きがいを持ちながら自立した日常生活を営むためには、介護サービスの充実はもとより、医療や住まい、予防活動や日常生活への支援が確保される「地域包括ケアシステム」の確立が不可欠であり、様々な取組みを進める必要があります。公的サービスを充実させるとともに市民のボランティア活動やコミュニティ活動などと連携を強化し、市民が受益者であるばかりでなく、自ら担い手として参画できるような支援体制づくりが求められています。
- 高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加により、介護だけにとどまらず、高齢者の虐待などの問題も顕在化することが危惧され、新たな課題に対応できる身近な相互支援や見守りの仕組みを整備・充実させていくことが必要です。

施策の基本方針

- 心豊かで、いきいきと自立した生活を営む元気高齢者の増加を促し、福祉・介護サービス事業費の負担の軽減に努めます。
- 市民が高齢期を迎えても、住みなれた地域で安心して暮らせるよう、介護予防や高齢者の在宅生活を支援するとともに、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療をはじめとする継続的・包括的な支援ができるように「地域包括ケアシステム」の確立に努めます。
- 介護を必要とする人のニーズにあった良質かつ安定的なサービスが供給できる体制を確保するとともに、適切な需要見込みを行い、介護保険事業にかかる保険給付を円滑に実施します。
- 第 6 期栗東市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を基本とし、各種施策を推進します。

基本事業

高齢者が健やかに暮らせるまちづくり

- 1 地域包括ケア推進体制の確立
- 2 健康で生きがいのある暮らしの実現
- 3 介護予防と生活支援サービスの充実
- 4 認知症施策と高齢者の尊厳保持
- 5 介護サービスの充実

1 地域包括ケア推進体制の確立

(1) 地域包括ケア推進体制の確立【長寿福祉課】

- ①地域包括ケアシステムの確立に向けた中核的役割として、地域ケア会議を通じた各主体の連携強化とともに、地域包括支援センターの機能の充実を図ります。
- ②ともに助け合い支え合う地域づくりなど地域福祉の推進を通じて、地域包括ケア推進体制のさらなる充実を図ります。

(2) 在宅医療と介護の連携【長寿福祉課】

- ①医療・介護が必要となった人が、できる限り在宅で安心して過ごせるよう、多職種の連携や病診連携などによって、在宅における医療・介護サービスを切れ目なく提供する体制の充実を図ります。
- ②在宅医療や看取りに関する住民意識の醸成を図るため、広報・啓発活動の充実を図ります。



なごやかセンター

2 健康で生きがいのある暮らしの実現

(1) 健康で生きがいのある暮らしの実現【長寿福祉課】

- ①高齢期においても健やかで活力ある生活を送るため、健康づくりや生活習慣病予防対策とともに、高齢者自らが生きがいづくり活動に継続的に取り組める機会の充実を図ります。

(2) シルバー人材センターの支援【経済振興労政課】

- ①高齢者が自己の能力を活かした就業機会を得られるよう、シルバー人材センターの取組みに対して支援を行います。

3 介護予防と生活支援サービスの充実

(1) 介護予防と生活支援サービスの充実【長寿福祉課】

- ①高齢者一人ひとりに合った介護予防や生活支援サービスが受けられるよう、介護予防・日常生活支援総合事業を導入し、適切なケアマネジメントを進めます。
- ②地域における多様なサービス主体による多様な生活支援サービスを確保するため、NPOやボランティア活動を育成・支援するとともに、高齢者が自らの経験・知識などを活かし、積極的に社会参加できる環境づくりを進めます。

4 認知症施策と高齢者の尊厳保持

(1) 認知症施策と高齢者の尊厳保持【長寿福祉課】

- ①認知症ケアパスを活用しながら、認知症を早期に発見し、認知症の人と家族への初期支援と自立生活支援をおこなうとともに、認知症の人を地域で見守り、支えられる地域づくりを進めます。
- ②高齢者の人権や個性が尊重され、尊厳を保持した生活を送ることができるよう、高齢者虐待防止対策や権利擁護に関する取組みを推進します。

5 介護サービスの充実

(1) 介護サービスの充実【長寿福祉課】

- ①高齢者が要支援・要介護状態になっても、必要なサービスが切れ目なく安心して受けられるよう、居宅・施設のバランスを取りながら介護サービス基盤の整備や質の向上を図るとともに、介護保険事業の適正な運営に努めます。

＜参考＞ 本施策における個別計画

■第6期栗東市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（H27,4～H30,3）



いきいき百歳体操

施策のねらい

障がいのある人が、能力や適性に応じて力を発揮しながら、住みなれた地域でよりよい生活ができる地域社会の実現を目指します。

課題認識

- 障がいの重度化や介護者の高齢化等により障がいのある人が必要とする支援等が多様化している現状を踏まえ、障がいのある人もない人も共に暮らしやすいまちにしていくためには、障がいのある人がそれぞれの状況に応じて可能な限り自分らしく自立し、支援を必要とするところで市民のだれもが自然にサポートできるような意識を啓発していくことが必要です。
- 社会的な自立を促し、市民への理解を深め、ボランティアを育成するためにも、社会参加機会を拡充するとともに、社会参加を促進するために必要な制度や地域の支援体制を充実する必要があります。
- 障がいのある人が地域で生きがいのある生活を営むための自立に向け、福祉的就労や一般就労など、多様な働く場づくりが必要です。
- 障がいのある人の暮らしやすいまちは市民のだれもが住みよいまちと捉え、まちの建物、交通手段などのバリアフリー化、そして今後におけるユニバーサルデザインのまちづくりを進める必要があります。

施策の基本方針

- 障がいのある人に対する市民への理解を深めるとともに、本人や家族が自ら発信できる機会を創出します。
- 必要なサービスを身近な地域で利用できる体制を整え、障がいのある人の住みなれた地域での自立した生活を支援します。
- 障がいのある人やその家族が気軽に相談できる相談支援体制を充実し、ニーズの把握や適切な支援の提供に努めます。
- 障がいのある人が自立し、また意欲をもって社会参加ができるよう、就業機会の拡充・安定化を支援します。
- 障がいのある人の社会参加を支援するため、ユニバーサルデザインによる福祉のまちづくりを推進します。
- 第2期栗東市障がい者基本計画及び第4期栗東市障がい福祉計画を基本とし、各種施策を推進します。

基本事業

障がいのある人の自立と社会参加を促進するまちづくり

- 1 障がいのある人に対する理解の促進
- 2 地域生活の基盤づくり
- 3 社会参加への支援
- 4 就労支援
- 5 生活環境の整備

1 障がいのある人に対する理解の促進

(1) 啓発の推進【障がい福祉課】

①広報、ホームページ等に福祉制度や障がい者団体事業などを掲載し、障がいに関する事業を通じて、障がいに対する市民理解と意識啓発を図ります。

(2) 交流の促進【障がい福祉課】

①障がい者関係団体の主催するレクリエーションやスポーツ大会などのボランティアとの協働開催を通じて、ボランティア活動の活性化、障がいに対する理解の促進及び障がいのある人とない人との交流を促進します。



心身障がい児(者)レクリエーション・スポーツ大会

2 地域生活の基盤づくり

(1) 自立支援の実施【障がい福祉課】

①生活介護・自立訓練・就労継続支援・短期入所など、必要なサービスを身近な地域で日常的に利用できる日中活動系サービスを提供し、障がいのある人の自立した生活を支援します。

②居住系サービス（共同生活援助）の提供を推進します。

(2) 相談等支援【障がい福祉課、危機管理課】

①障がいのある人や家族が抱えるニーズを把握し、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行います。

②自立支援協議会等を通じて、気軽に相談できるネットワークの構築を図ります。

③災害や犯罪などから地域ぐるみで守り、支える安全確保の取組みを推進します。

(3) 在宅重度障がい者通所生活訓練施設（湖南圏域）の支援【障がい福祉課】

①医療的ケアを必要とする重度障がい者に通所サービスを提供する湖南地域在宅重度障がい者通所生活訓練施設の整備・運営を関係市と広域で支援します。

3 社会参加への支援

(1) コミュニケーション支援【障がい福祉課】

①機器の活用や手話通訳・要約筆記者の派遣、手話講座の開催を通じたボランティアの育成など、一人ひとりの状況に合わせた円滑なコミュニケーション活動を支援します。

(2) 移動支援【障がい福祉課】

①外出に際して支援が必要な人に対して、移動手段や支援方策に関する情報を提供し、社会参加を支援します。

(3) 交流機会の提供【障がい福祉課】

①地域における各種事業へ障がいのある人が参加しやすい体制を整備するなど、地域での交流機会の確保を促進します。

4 就労支援

(1) 働き・暮らし応援センターへの活動支援【障がい福祉課】

①一般就労を希望する障がいのある人への就労の場の確保と職場定着、職場開拓などを行うために、働き・暮らし応援センターの活動を支援します。

(2) 自立支援給付の実施（就労継続支援・就労移行支援）【障がい福祉課、経済振興労政課】

①一般就労に向けた一定期間における能力向上のための訓練の実施や、一般就労が困難な人への就労機会の提供など、働くことを通じた自立・自己実現を支援します。

(3) 相談等支援【障がい福祉課、経済振興労政課】

①自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう「就労支援計画」に基づいて利用者の意向に沿った相談支援体制の充実を図ります。

②就労支援関係機関との連携による助成制度や優遇措置等の情報提供・啓発を推進します。

5 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備【障がい福祉課】

- ①建物、道路、交通ターミナル等におけるすべての人に配慮したユニバーサルデザインによる福祉のまちづくりを推進します。

＜参考＞ 本施策における個別計画

- 第2期栗東市障がい者基本計画（H27,4～H33,3）
- 第4期栗東市障がい福祉計画（H27,4～H30,3）



ふれあい解放文化祭

施策のねらい

家庭や地域において子育ての意義が深く理解され、かつ、子育てに喜びを感じ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育つ地域社会を目指します。

課題認識

- 全国的な少子化傾向に対し、本市では低年齢児を中心に就学前保育・教育に対するサービス需要が依然として高く、保育園の待機児童が生じています。このような中、平成27年度から本格実施される子ども・子育て支援新制度の実施、並びに「栗東市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、厳しい財政状況のもとでも、適切なサービスの提供と健全な運営を図る必要があります。
- 核家族化やひとり親世帯が増加し、子育てに対する不安や負担感が増大する傾向にある中、子育て家庭が地域で孤立することがないよう、子育てを地域ぐるみで支える意識を持って、地域で子どもを育む必要があります。
- ひとり親家庭の自立につながる取組みにおいて、就学における経済的負担軽減の支援、親の就業の効果的な促進などは今後も継続していく必要があります。
- 子育て支援の中核をなす地域子育て支援センターの機能を充実し、保育園・幼稚園・幼児園及び児童館等と連携した効果的な組織運営を行っていく必要があります。
- 全国的に児童虐待など子どもが巻き込まれる事件事故が相次いで発生している中で、地域ぐるみでこうした被害などの未然防止を図ることが不可欠です。

施策の基本方針

- すべての保育園児や幼稚園児を「栗東市の乳幼児保育を受ける子ども」と位置づけ、養護と教育が一体となって、乳幼児の健やかな心身の発達・成長を支えます。
- 子育て支援拠点の設置や地域ぐるみの子育て支援の実践により、子育てへの不安を軽減します。
- ひとり親家庭の子育てを支援します。
- 児童虐待の未然防止及び早期発見に努め、児童の保護・自立を支援します。また、児童虐待等のあった家庭に対する相談及び適切な指導支援を推進します。
- 早期に障がいがあると認められる児童や発達の遅れが疑われる幼児や児童・生徒を対象に、個々に応じた発達の支援に努め、地域力を活かし発達障がいの理解を高める「市民向け啓発」を実施します。

基本事業

子どもの健やかな育ちを支えあうまちづくり

- 1 就学前保育・教育の充実
- 2 地域子育ての支援
- 3 ひとり親家庭への支援
- 4 家庭養育の支援
- 5 発達支援の充実

1 就学前保育・教育の充実

(1) 子ども・子育て支援新制度に伴う、特定教育・保育施設の実施【幼児課】

①国や市の基準並びに「栗東市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て支援新制度に伴う良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育の提供を行います。

(2) 「保育教育課程」に基づく乳幼児保育・教育の推進【幼児課】

①乳幼児保育総合化の推進により、保育園・幼稚園・幼児園において、乳幼児の心身の発達を助長します。

(3) 就学前保育への民間活力の導入【幼児課】

①「栗東市の就学前保育における民間活力活用の基本方針」並びに「同基本計画」に基づき、民間活力の活用による保育サービスの充実を図ります。

(4) 就学前保育・教育環境の向上【幼児課】

①保育園、幼稚園、幼児園施設の計画的な施設改善・維持補修など保育・教育環境の整備に努めます。



金勝第1 幼児園

2 地域子育ての支援

(1) 子ども・子育て支援新制度に基づく「栗東市子ども・子育て支援事業計画」に係る各種事業の実施【幼児課、子育て応援課、健康増進課】

①地域子ども・子育て支援事業として、一時預かり保育事業、放課後児童健全育成事業（学童保育）、養育支援訪問事業などを実施します。

(2) 地域子育て支援センターの充実【子育て応援課】

①子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として、地域子育て支援センターを中心に、子育てに不安や悩みなどをもっている親子等に対する相談、援助を推進します。

②子育て家庭等が必要とする身近な地域の育児や子育てに関する多様な情報を収集・提供します。

(3) 子育てサークル等との協働事業の推進【子育て応援課】

①親子交流、子育てサークル等の育成や協働事業の取組みにより、地域における子育て支援活動を推進します。

(4) 地域の保育需要に応じた特別保育の実施【幼児課、子育て応援課】

①延長保育や一時預かり事業など、地域の保育需要に応じた特別保育を実施します。

②病気の回復期に集団保育を受けることが困難な児童に対する病後児保育を推進します。

3 ひとり親家庭への支援

(1) ひとり親家庭の自立にむけた支援の実施【子育て応援課】

①法的措置に関する業務や貸付事業の実施など、ひとり親家庭及び寡婦の自立を支援します。

(2) ひとり親家庭の自立就労への援助【子育て応援課】

①ひとり親家庭の自立の促進を図るため、職業能力の向上、求職活動に関する支援及び自立支援教育訓練給付金等の給付など生活の安定と向上に必要な事業に取り組みます。

(3) 母子・寡婦・父子福祉に関する相談等の実施【子育て応援課】

①ひとり親家庭福祉推進員の配置や母子福祉のぞみ会の支援、民生・児童委員、主任児童委員や福祉団体等との連携により、ひとり親家庭の相談体制の充実を図ります。

(4) 母子・父子家庭への家事ヘルパー派遣の実施【子育て応援課】

①日常生活に必要な援助と児童福祉の向上を図るため、家事ヘルパー派遣を行います。



にこにこ広場

4 家庭養育の支援

- (1) 児童、家庭に関する相談、支援及び子どもの安全確保のための保護【子育て応援課】
 - ① 援助を必要とする家庭の自立に向けて、福祉・保健・医療・教育等の関係機関と連携を図ることによって、相談・支援体制の充実及び安全確保のための保護を実施します。
- (2) 児童虐待などの要保護児童の相談【子育て応援課】
 - ① 児童虐待の予防及び早期発見、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援並びに児童虐待を行った保護者に対する相談・支援の充実に努めます。
- (3) 要保護児童対策地域協議会による取組みの推進【子育て応援課】
 - ① 関係機関との情報共有・連携を強化し、虐待防止のための活動の充実に努めます。

5 発達支援の充実

- (1) 発達支援室の設置【子ども発達支援課】
 - ① 発達支援室を設置し、指導員・相談員の配置、定例支援方針会議の開催及び障がいの程度や能力・適性（特性）に応じた発達支援の提供を推進します。
また、発達障がいの理解を高める「市民向け啓発」を推進するとともに、ペアレントトレーニング、ティーチャートレーニングを実施し、園と保護者に子どもの特性理解を促し適正な養育方法を支援します。
- (2) たんぽぽ教室、ことばの教室等における発達支援の推進【子ども発達支援課】
 - ① たんぽぽ教室において、障がいや発達の段階に応じて適切に対応し、個々の発達を支援する児童発達支援事業を推進します。
 - ② 幼児ことばの教室において、一人ひとりの課題を把握し、その持てる力を高め、生活上の困難を改善又は克服する取組みを推進します。
 - ③ 特別支援教育コーディネーター会議の出席や巡回相談員による巡回・発達相談、特別支援教育研修会等により、発達支援の適切な指導、助言及び指導方法の資料の提供に努めます。

＜参考＞ 本施策における個別計画

- 栗東市子ども・子育て支援事業計画（H27,4～H32,3）
- 第2期栗東市地域福祉計画（H25,3～H29,3）
- 第2期栗東市障がい者基本計画（H27,4～H33,3）
- 第4期栗東市障がい福祉計画（H27,4～H30,3）
- 栗東市いじめ防止基本方針（H27,4～）

施策のねらい

国が制度化する社会保障制度の効率的な活用により、市民生活の安定を図ります。

課題認識

- 国民健康保険や国民年金などの公的制度は、市民の健康や将来の安心を確保する重要な役割を担います。しかし、近年の経済状況の悪化や制度に対する不信もあって、保険料支払いの低迷などが生じ、将来の安定した制度運営が危ぶまれています。
- 国等に制度の安定化を要請するとともに、制度に関する情報の提供と周知により、不安・不信の解消と、将来の安心確保を促進する必要があります。
- 厳しい経済状況や雇用形態の多様化などから生活が不安定化する人が増えており、将来の自立を基本とした相談・指導などの充実が求められています。

施策の基本方針

- 急速な少子・高齢化社会の進展と人口減少社会を迎え、年金、医療、介護等の社会保障制度に対する関心の高さに対応し、諸制度の正しい理解に向けた啓発に努めます。
- 諸制度が将来にわたって安定的に持続できるよう、適正な運営を図ります。
- 援護の必要な市民に対して、自立した生活に移行できるよう支援を行います。

基本事業

社会保障で安心して暮らせるまちづくり

- 1 保険制度の適正な運営
- 2 国民年金制度への理解促進
- 3 生活困窮者への自立支援

1 保険制度の適正な運営

(1) 国民健康保険等医療保険制度の適正な運営【保険年金課】

- ①適正な適用、保健事業の推進、保険制度の周知啓発により、制度への理解と健康増進への意識高揚、財政基盤の確立を図ります。

2 国民年金制度への理解促進

(1) 年金制度の周知、啓発【保険年金課】

- ①転入や国民健康保険加入時に関係課・係や年金事務所と連携を図りながら、対象者や未加入者を把握し、無年金者が生じないよう年金制度の周知・啓発を図ります。

(2) 適正な事務の推進【保険年金課】

- ①保険料納付が困難な人に対する免除制度の周知や免除申請の指導、年金給付請求に対する相談・指導など、適正な年金事務を推進します。

3 生活困窮者への自立支援

(1) 自立への支援【社会福祉課】

- ①生活上の相談や指導が円滑に受けられるよう、生活相談・指導機能の強化により、生活保護世帯等の自立を促進します。
- ②生活保護に至る前の困窮者に対しての相談対応と庁内関係課の連携を強め、困窮者の自立を促進します。

(2) 生活の安定【社会福祉課】

- ①将来の経済的自立と生活意欲の促進を基本に、生活実態の把握と適正な保護の実施や就労支援など日常生活の安定化を図ります。

＜参考＞ 本施策における個別計画

■第2期栗東市地域福祉計画（H25,3～H29,3）

施策のねらい

災害時等にも強い道路・河川等の整備を進め、災害の発生防止と被害の抑制により、災害に強いまちをつくれます。

課題認識

- 災害に強いまちづくりのためには、災害発生時の対応とともにその未然防止が重要であり、これまでも天井川の平地化等の河川改修や雨水幹線整備等の水害対策、急傾斜地の崩壊対策、緊急輸送路等道路網の整備等を推進してきました。しかし、近年は、局所的に短時間で大量の雨が降るゲリラ豪雨が頻発しており、これらへの対応が今後の課題となっています。
- 地震による建築物の被害を最小限に抑えられるよう、新耐震基準に満たない建築物の耐震診断や耐震化が必要です。特に、子どもの安全確保とともに、緊急時の避難場所となる教育施設の耐震化が喫緊の課題となっています。

施策の基本方針

- 緊急車両等が円滑に活動できる道路網を整備するとともに、歩行者等の交通弱者にやさしい道路を整備します。
- 局所的に短時間で大量の雨が降るゲリラ豪雨等の対策をはじめ河川氾濫による浸水災害の抑制策として、住宅地等における雨水貯留や雨水の地下浸透施設の啓発を行います。
- 旧耐震基準（昭和 56 年以前）の木造住宅を対象に、無料耐震診断・補強案作成の実施及び耐震改修補助を行います。
- 砂防施設や急傾斜地崩壊対策施設の整備により、土砂災害特別警戒区域の安全性の向上を図ります。
- 民間宅地開発に伴う雨水排水対策は、開発に伴う雨水排水計画基準及び開発指導要綱に基づく指導により、雨水排水流出量の低減を図り、水害を軽減します。
- 教育施設の構造は耐震化が完了し、今後は非構造部材についての耐震化を図ります。

基本事業

災害に強いまちづくり

- 1 道路対策
- 2 河川対策
- 3 住宅対策
- 4 急傾斜地の崩壊対策
- 5 水害対策
- 6 教育施設の耐震化

1 道路対策

(1) 幹線道路の整備【国・県事業対策課、道路・河川課】

- ①国道1号、8号バイパス整備を促進し緊急輸送路を確保するとともに、慢性的な交通渋滞の解消及び市街地内の通過交通の抑制を図ります。
- ②山手幹線及び片岡栗東線拡幅事業等の市内県道整備事業を促進します。
- ③都市計画道路（大門野尻線、下鉤出庭線、出庭林線）の道路新設工事を推進します。



整備中の国道1号バイパス

(2) 生活道路の整備【道路・河川課】

- ①通学路等利用者の多い路線の歩道整備など安全で安心して通行できる生活道路の整備を推進します。
- ②救急車や消防車などの緊急車両の通行が容易となる道路の確保・整備を、地元の協力を得ながら推進します。



青地新田坊袋線

2 河川対策

(1) 天井川の平地化推進【国・県事業対策課】

①金勝川、葉山川の平地化事業を促進し、治水対策の向上を図ります。

(2) 河川、護岸改修【国・県事業対策課】

①中ノ井川河川整備事業を促進し、沿川地域の浸水被害の軽減を図ります。

(3) 雨水幹線整備事業【上下水道課】

①放流先の一級河川や流域幹線の整備に合わせた雨水幹線整備を着実に進め、事業効果の早期発揮による浸水被害の軽減を図ります。

3 住宅対策

(1) 木造住宅耐震診断員の派遣及び木造住宅耐震補強案作成【住宅課】

①昭和 56 年以前に建築された木造住宅の所有者に対し、耐震診断員の派遣を行います。
また、診断の結果、耐震性が低いと判断された住宅の所有者に対し、耐震改修に係る概算費用とあわせて補強案を作成・提示することにより、耐震化を促進します。

(2) 木造住宅の耐震・バリアフリー改修の促進【住宅課】

①昭和 56 年以前に建築された木造住宅の所有者に対して、一定の要件を満たす木造住宅の耐震・バリアフリー改修を支援します。

(3) 既存民間建築物耐震診断の促進【住宅課】

①民間建築物の所有者が実施する耐震診断を支援します。

4 急傾斜地の崩壊対策

(1) 急傾斜地崩壊対策事業の実施【道路・河川課】

①急傾斜地崩壊対策事業により、土砂崩れ・降雨による災害の抑制に努めます。

5 水害対策

(1) 雨水排水計画基準に基づく開発事業者への指導【住宅課】

①洪水調整池の設置指導など、新たな開発に伴う事業者に対し、開発に伴う雨水排水計画基準および開発指導要綱に基づく指導に努めます。

(2) 調整池の保守【道路・河川課】

①調整池の設備等の適切な維持管理に努めます。

6 教育施設の耐震化

(1) 幼稚園・小中学校施設の耐震化【教育総務課、幼児課】

- ①国庫補助制度を活用しながら、各施設の非構造部材の耐震化について計画的な整備を推進します。

《参考》 本施策における個別計画

- 第三次栗東市道路整備プログラム（H25,7～H35,3）
- 栗東市橋梁長寿命化修繕計画（H25,4～H35,3）
- 栗東市舗装修繕計画（H25,12～H30,3）
- 栗東市地域防災計画（H19,3～）
- 第9次栗東市交通安全計画（H23,4～H28,3）
- 栗東市耐震改修促進計画（H20,4～H28,3）
- 栗東市住生活基本計画（H24,7～H34,3）
- 栗東市教育振興基本計画（H24,4～H29,3）

施策のねらい

災害から市民の生命と財産を守るため、地域防災力や危機管理体制を充実し、安全・安心のまちを目指します。

課題認識

- 地域防災計画に基づき、災害の発生をできる限り防止するとともに、大規模自然災害発生時には市民自らの行動と地域の助け合いにより被害を軽減できるよう、混乱期を乗り切る自助・共助意識の醸成や自主防災組織の結成等に努めてきました。
- これまで、広域的な自然災害を中心とする災害対策に取り組んできましたが、市の南部は土砂災害警戒区域等を有する山地であることから、近年のゲリラ豪雨や大型化する台風災害が危惧されるように、異常気象や都市化に伴う大規模事故、感染症など近年の多様な社会的危機に対応する必要があります。
- 今後発生が危惧されている大規模災害や火災の多様化に対応するため、広域的な防災対策や常備消防の体制及び消防団の資質の向上・団員確保が課題となっています。
- 通常火災や大規模災害発生時に市民の生命と財産を守るため、消防水利の確保に向けた消火栓・防火水槽の設置と、継続的な確保に努める必要があります。
- 大規模自然災害の発生には、市民が一時的に安全・安心して避難できる避難場所の確保及び円滑な避難所運営のできる体制の整備が必要です。

施策の基本方針

- 大規模災害時において重要な「自助」「共助」の充実に向けた啓発や訓練指導を推進します。
- 資機材の整備及び人員の確保や職務能力の向上により、常備消防及び消防団の充実を図ります。
- 地域における防災施設の整備と適切な運用を図り、地域の防災力を高めます。また、円滑な消火活動が行われるよう、水利施設の整備と維持管理を行います。
- 国民保護法が対象とする事態、市関連施設（小中学校含む）での大規模事故及び感染症等による社会的危機に組織的に対応できる体制を確立します。

基本事業

防災・災害危機管理のまちづくり

- 1 防災意識の高揚、自主防災組織の育成
- 2 地域消防力の強化
- 3 防災基盤の整備
- 4 災害危機管理体制の充実

1 防災意識の高揚、自主防災組織の育成

(1) 防災意識の高揚【危機管理課】

- ①出前トークや講演会の開催、総合防災マップの活用、防災訓練の充実など、防災意識を高める啓発活動を推進します。

(2) 自主防災・自衛消防の育成【危機管理課、社会福祉課】

- ①自主防災組織を育成し、地域での連絡体制の整備や初動体制の強化を図ります。
- ②地域で高齢者・障がいのある人など避難行動要支援者の把握及び避難支援などの体制づくりを推進します。



地域での防災訓練

2 地域消防力の強化

(1) 常備消防体制の充実【危機管理課】

- ①関係市との連携により、湖南広域行政組合の常備消防の体制・資機材の充実を図ります。

(2) 非常備消防体制の充実【危機管理課】

- ①消防団の体制整備、資機材の充実、また、消防団員の加入促進、消火技術の向上など、消防団による消防力の向上を図ります。

3 防災基盤の整備

(1) 防火水槽・消火栓の設置、維持管理【危機管理課】

- ①消防水利の不足する地域において、計画的に消火栓や耐震性貯水槽を設置します。
- ②防火水槽・消火栓の定期点検・更新など維持管理に努めます。

(2) 消防施設等の整備【危機管理課】

- ①防災用備蓄食糧や資機材の備蓄及び備蓄施設の整備を図ります。

(3) 防災施設の適切な維持管理及び確保【危機管理課】

- ①適切な場所と収容人員が確保できるよう避難場所の整備・確保を図ります。
- ②防災無線など防災施設について、適切な維持管理・運用に努めます。

4 災害危機管理体制の充実

(1) 事業所等との協力体制の整備【危機管理課】

- ①事業所等との連携を図り、応援協定の締結や協力体制の整備により災害時応急復旧体制の充実を図ります。
- ②近隣及び遠隔都市との緊急時相互支援協定など、広域的な消防・防災体制の充実を図ります。

(2) 災害や大規模な事故等の危機事態への対応【危機管理課】

- ①大規模な事故等の危機事態時に迅速かつ的確な対応を図るべく、危機管理体制を整備し、危機に応じた運用を図ります。

《参考》 本施策における個別計画

- 栗東市地域防災計画（H26,3～）
- 栗東市新型インフルエンザ等対策行動計画（H27,4～）



防災総合訓練

政策 4 安全・安心に暮らせるまち

施策 3 防犯のまちづくり

施策のねらい

一人ひとりの防犯意識を醸成し、地域の防犯力を高め、安全・安心のまちを目指します。

課題認識

- 地域コミュニティの希薄化などにより、草津警察署管内の犯罪発生件数は、平成 14 年度にピークを迎えて以降、パトロール強化、自治会への啓発活動や防犯灯の設置等を進め、犯罪発生件数は大幅に減少しました。
- 今後とも住みよいまちの環境を維持・向上していくためには、市民一人ひとりの防犯意識を高め、犯罪が起きない環境づくりと、各家庭や地域において、犯罪を許さない、犯罪機会をなくすコミュニティを形成していくことが必要です。

施策の基本方針

- 自主防犯組織や関係機関との連携を図り、不審者情報の提供や啓発及び防犯環境の整備を推進します。

基本事業

防犯のまちづくり

- 1 防犯体制の充実
- 2 防犯意識の高揚及び自主防犯組織の育成
- 3 防犯環境の整備

1 防犯体制の充実

(1) 警察・行政・地域の連携強化【危機管理課】

- ① (仮称) 栗東警察署の誘致を図ります。
- ② 草津栗東防犯自治会の活性化を図り、地域・警察・行政の連携による防犯意識の啓発や地域防犯活動の促進を図ります。

(2) 暴力団追放運動の展開【危機管理課】

- ① 栗東市暴力団排除条例の趣旨に則り、市民・地域が一体となって、暴力団追放運動を推進します。

2 防犯意識の高揚及び自主防犯組織の育成

(1) 防犯意識の高揚及び自主防犯組織の育成・活性化【危機管理課】

- ① 地域での自主防犯活動が積極的に展開されるよう、各自治会等における自主防犯組織の結成を促進するとともに、出前トーク、連絡会、情報交換会の開催を通じた組織の育成・活性化、防犯意識の高揚を図ります。

(2) 地域安全活動の展開【危機管理課、生涯学習課】

- ① 「こども110番の家」運動や自治会でのあいさつ・声かけ運動、通学路での立ち当番など地域安全活動の展開を支援します。

3 防犯環境の整備

(1) 犯罪抑止のまちづくり【危機管理課】

- ① 防犯灯の適正な配置、防犯カメラの設置など、犯罪の起こらない地域環境づくりを推進します。

(2) 防犯情報の発信【危機管理課】

- ① 一人ひとりの防犯意識の啓発やより効果的な防犯活動のため、不審者情報一斉配信システムやホームページにより、不審者情報や不審者情報マップなど防犯情報を発信します。



中学生防犯ボランティア街灯啓発

《参考》 本施策における個別計画

■ 栗東市防犯のまちづくり計画 (H17,2～)

政策 4 安全・安心に暮らせるまち

施策 4 交通安全のまちづくり

● 施策のねらい

一人ひとりの交通安全意識を高め、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけるとともに、基本的な交通環境を形成し、道路交通の安全と円滑性を確保して、安全・安心のまちを目指します。

● 課題認識

- 交通安全教育や広報による意識啓発、事故多発地点への道路反射鏡、路面標示等の交通安全施設の整備、幹線道路や市街地における違法迷惑駐車等の排除などを進めてきた結果、市民一人あたりの当事者事故件数は減少傾向にあります。しかし、人口の増加とともに保有車両が増え、渋滞の発生や生活道路への通過交通の増加により歩行者・自転車の安全通行に支障が生じています。
- 今後はさらに、市民一人ひとりが交通社会の一員であることを自覚し、自ら危険を回避する交通安全思想・意識の維持向上を図るとともに、道路状況に応じた各種交通安全施設の整備など、円滑・安全な道路交通を誘導していく必要があります。

● 施策の基本方針

- 生涯を通じた交通安全教育の推進、広報活動の充実、交通安全意識の高揚に努めます。
- アクセス道路の整備や事故多発地点対策などの交通安全施設の整備、違法・迷惑駐車・駐輪の排除、駅周辺の適正管理により、道路交通の安全と円滑性を確保します。

基本事業

交通安全のまちづくり

- 1 交通安全思想の普及徹底
- 2 交通環境の改善整備

1 交通安全思想の普及徹底

(1) 交通安全教室、研修会等の開催・啓発【生活交通課】

- ①高齢者や子どもなど、交通弱者の自己防衛意識の向上や、運転手のマナーの向上のため、各種交通安全教室や研修会を開催し、市民の交通安全思想の高揚を図ります。



交通安全教室

(2) 交通安全関係団体の育成・補助【生活交通課】

- ①自治会、事業所、各種団体、交通安全推進団体のパトロールや啓発などの活動を支援します。

2 交通環境の改善整備

(1) 交通安全施設の整備【生活交通課】

- ①学区・自治会・保護者等からの要望や警察等関係機関の連携に基づく危険箇所への各種交通安全施設の整備及び維持により、事故の未然防止と安全確保を図ります。
- ②人にやさしいまちの実現を図るため、交通環境と安全施設の整備を行います。

(2) 放置自転車対策の推進【生活交通課】

- ①地域や交通安全関係団体、警察等との連携によるマナー啓発・撤去等により、駅周辺や幹線道路、市街地における放置自転車の削減を図ります。

(3) 自転車等駐輪場の管理運営【生活交通課】

- ①鉄道駅前等における駐輪場の適正管理により、地域の状況に応じた計画的な駐輪対策を推進します。

《参考》 本施策における個別計画

■第9次栗東市交通安全計画（H23,4～H28,3）

政策4 安全・安心に暮らせるまち

施策

5

消費者を守るまちづくり

施策のねらい

消費者被害を未然に防止するため、相談や学習会の提供、広報等の情報提供を行うことにより、自立した消費者の育成を目指します。

課題認識

- 流通システムの多様化等により消費者をとりまく環境は益々複雑化していることから、消費生活相談体制の充実や他機関との連携が必要です。
- 多重債務者がどこにも相談できないまま生活に行き詰まる恐れがあることから、庁内関係部署で多重債務者の掘り起こし（発見）等を行い、連携を図る必要があります。
- 氾濫する情報のなかから自らが選択し、賢い消費生活を送ることのできる消費者の主体的な学びを育むことが必要です。

施策の基本方針

- 身の回りに氾濫する情報や複雑・多様化する流通手段に対し、賢く的確に対応できる自立した消費者を育成します。

基本事業

消費者を守るまちづくり

1 消費者の育成と支援

1 消費者の育成と支援

(1) 消費者保護と自立支援【生活交通課】

- ①国・県や庁内関係部署など関係機関との連携による消費生活相談を推進します。
- ②安全な商品やサービスを確保するため、不当表示に対しては、事業者に対する適正指導を推進します。

(2) 消費者教育の推進【生活交通課】

- ①講座や研修会を通じて安全で豊かな消費生活を維持するための知識や情報を提供し、消費者への意識啓発と消費者団体の育成を支援します。



消費生活相談室